（植物検疫証明書等の交付）

第二十七条　法第十条第三項の植物検疫証明書の様式は、第十三号様式（植物又は物品及びこれらの容器包装が再輸出されるものである場合にあつては第十三号の二様式）とする。ただし、輸入国が輸入に当たり、これと異なる様式の植物検疫証明書を必要としている場合には、その様式によるものとする。

2　植物防疫官は、輸入国が輸入に当たり、法第十条第三項の規定による植物検疫証明書の交付に加え、植物検疫証明書の交付を受けた植物又は物品及びこれらの容器包装への押印を必要としているときは、植物検疫証明書の交付を受けた植物又は物品及びこれらの容器包装に植物検疫証明書の交付をした旨の証印（第十三号の三様式）を押印する。

（削る。）

（植物検疫証明書の交付の取消し等）

第二十八条　植物防疫官は、法第十条第四項の規定による検査の結果、当該植物又は物品若しくはこれらの容器包装が輸入国の要求に適合しなくなつていると認めるときは、植物検疫証明書の交付を取り消し、かつ、交付した植物検疫証明書の返還を命じるとともに、前条第二項の規定により押印した場合は当該押印を抹消しなければならない。

（検査の一部を行わないことができる場合）

第二十九条　第二十三条の規定による検査を申請した者が当該申請に当たり、登録検査機関が行つた検査（法第十条の四第一項第一号に規定する登録に係る検査をいう。次条から第三十一条の十四までにおいて単に「検査」という。）において輸入国の要求に適合している旨の確認をした旨を当該登録検査機関が記載した書類（以下「検査報告書」という。）を第二十三条の検査申請書に添付して提出した場合は、植物防疫官は、法第十条第五項の規定により、法第十条第一項又は第四項の検査の一部を行わないことができる。

（登録検査機関の登録）

第三十条　法第十条の二の登録の申請は、申請書（第十四号様式）を農林水産大臣に提出してしなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款（申請者が法人である場合に限る。）及び登記事項証明書

二　申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録

三　申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び予算書

四　登録免許税の納付に係る領収証書

五　次の事項を記載した書類

イ　検査の業務（以下「検査業務」という。）の概要及び当該検査業務を行う組織に関する事項

ロ　イに掲げるもののほか、検査業務の実施方法に関する事項

ハ　検査業務以外の業務を行つている場合は、当該業務の概要及び全体の組織に関する事項

（合格証明書等の交付）

第三十条　植物防疫官は、法第十条第一項の規定による検査の結果、当該植物及びその容器包装を合格としたときは、当該植物又はその容器包装に合格証印（第十八号様式）を押印し又は当該申請者に合格証明書（第十八号様式。当該植物及びその容器包装が再輸出されるものである場合にあつては第十八号の二様式）を交付しなければならない。ただし、輸入国において特別の要求があるときは、その要求に応ずる証明書を交付しなければならない。

2　植物防疫官は、法第十条第三項の規定による検査の結果、当該植物を合格としたときは、当該申請者に対し、合格証明書（第十九号様式）及び合格証票（第十九号様式）を交付しなければならない。ただし、当該植物について法第十条第一項の検査を行うに当たつて、同条第三項の検査に合格したことが不明となるおそれがないと認められるときは、合格証票の交付を省略することができる。

3　植物防疫官は、第二十五条第一項但書の申請に係る包装材料が輸入国の要求に該当していると認めて合格としたときは、当該申請者に対し合格証明書（第二十号様式）を交付しなければならない。

（合格処分の取消）

第三十一条　植物防疫官は、法第十条第四項の規定による検査の結果、当該植物又はその容器包装が輸入国の要求に適合しなくなつていると認めるときは、合格処分を取り消し、且つ、前条第一項の規定によりした押印を抹消し、又は交付した合格証明書の返還を命じなければならない。

（新設）

（新設）